

川崎市教員等育成協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づき、川崎市における法第22条の3第1項に規定する公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うことを目的として、川崎市教員等育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 指標の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく教員等の資質能力の向上に関すること。
- (3) 大学との連携に関すること。
- (4) その他教員等の養成、採用及び研修に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会は、必要に応じて協議事項の具体的な検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(関係者等の出席)

第7条 協議会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、その会議に、関係者又は専門的事項について学識経験を有する者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局職員部教職員人事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

別表

職員部長
職員部担当部長
学校教育部長
川崎市総合教育センター所長
川崎市立小学校長会の代表
川崎市立中学校長会の代表
川崎市立高等学校長会の代表
川崎市立特別支援学校長会の代表

横浜国立大学から推薦された者
鎌倉女子大学から推薦された者
國學院大學から推薦された者
国士舘大学から推薦された者
玉川大学から推薦された者
日本女子大学から推薦された者
日本体育大学から推薦された者
明星大学から推薦された者